

# 令和7年度第2回鶴岡市廃棄物減量等推進審議会

日 時：令和7年12月24日（水）

午後2時から午後3時30分まで

場 所：鶴岡市ごみ焼却施設3階研修室

次 第

1. 開 会

2. 議 事

（1）次期一般廃棄物処理基本計画（素案）について

（2）ごみ処理手数料（可燃ごみ・不燃ごみ）について

3. そ の 他

（1）「蛍光管・乾電池等」の収集日における収集品目の拡大について

4. 閉 会

# 鶴岡市廃棄物減量等推進審議会委員名簿

(敬称略) 任期:R8.8.23まで

区分	氏名	所属団体職名	備考
学識経験者	佐藤 司	鶴岡工業高等専門学校 教授	会長
	西山 正晃	山形大学農学部 准教授	
関係行政機関の職員	田中利正	山形県庄内総合支庁保健福祉環境部 環境課長	
住民組織等の代表者	佐藤 豊	鶴岡市コミュニティ組織協議会 第二コミュニティ振興会会长	
	後藤 重好	鶴岡市自治振興会連絡協議会 湯野浜地区自治振興会会长	
	大沼 恒司	藤島地区衛生組織連合会 会長	
	半澤 みつ	藤島地域婦人会 会計	
	小南 孝子	羽黒町婦人会 会長	
	清和 秀輝	櫛引地区環境保全推進員協議会 会長	
	三浦 寛幸	朝日地域自治会連絡協議会 副会長	
	伊藤 彦市	温海地区衛生組織連合会 会長	
	佐藤 やよ井	鶴岡市食生活改善推進協議会 会長	
関係商工業団体の代表者	菊地 陸	鶴岡商工会議所議員	
	加藤 省二	出羽商工会 副会長	
	尾川 勝則	鶴岡商店会連合会 会長	副会長
事業者	土屋 清光	一般社団法人鶴岡地区医師会 事務局長	
	竹内 直人	株式会社主婦の店鶴岡店 総務部長	
	土田 光恵	生活協同組合共立社組織部	
	佐藤 航	湯野浜温泉観光協会会长	
区分	氏名	役職名	
オブザーバー	本間 純	三川町建設環境課課長	

## 事務局

氏名	役職名
佐藤 玲子	市民部長
本間 克秀	環境政策課長
工藤 礼子	藤島庁舎市民福祉課長
山口えみ	羽黒庁舎市民福祉課長
齋藤 芳	櫛引庁舎市民福祉課長
齋藤 健一	朝日庁舎地域づくり推進課長
剣持 健志	温海庁舎市民福祉課長
石川 誠	環境政策課主幹
小野寺 保則	環境政策課課長補佐
阿部 真	環境政策課主査
長谷川 修	環境政策課主査
菅原 利博	環境政策課主査
富樫 梓	環境政策課専門員
佐藤 竹宏	環境政策課主事
西脇 慎太郎	環境政策課主事
湯田 雛乃	環境政策課主事
元木 友麻	環境政策課主事

## (1) 次期一般廃棄物処理基本計画（素案）について

市は一般廃棄物の処理について総括的な責任を有しており、市民、事業者、行政の協働のもと、ごみの減量化やリサイクルの推進、ごみの適正処理などの取組を推進するため、次期計画(令和8～17年度)を策定します。

第1回廃棄物減量等推進協議会にて確認いただいた骨子をもとに、以下のとおり本文の素案を作成しました。

### 1. 次期計画本文素案の概要 …別紙1 「一般廃棄物処理基本計画(素案)」のとおり

		内 容
第1章	総 論 (P1~4)	1.計画策定の趣旨 2.位置づけ 3.期間 4.区域 5.対象となる廃棄物 6.計画とSDGsの関係
第2章	ごみ処理の現況と課題 (P6~31)	1.ごみ処理の状況 人口、世帯数、ごみの排出量の推移、ごみ分別区分、 ごみ処理体制、ごみ処理施設、ごみ処理経費 2.前計画の総括 3.ごみ処理の課題
第3章	基本計画の目標 (P32~34)	1. 基本目標 2. 基本方針 3. 人口、ごみ排出量の推計 4. 目標値
第4章	計画推進に向けた施策 (P40~50)	1. 施策の体系 基本方針1～4 2. 各主体の取組
第5章	食品ロス削減推進計画 (P51~57)	1. 計画策定の趣旨 2. 期間 3. 食品ロスの現状と 課題 4. 食品ロスの削減目標 5. 食品ロス削減に 向けた施策 6. 各主体の取組
第6章	し尿等処理基本計画 (P58~60)	1. 計画策定の趣旨 2. 期間 3. し尿等の現状と 課題 4. 施策と今後の方針
第7章	計画の推進 (P61)	1.推進体制 2.計画の進捗管理

### 2. 次期計画の策定スケジュール(経過を含む)

#### 【 今後の予定 】

- R7.12.24 令和7年度第2回審議会 … 計画本文素案の審議
- R8.2 第3回審議会 … 計画最終本文案の審議
- R8.3 議会（市民文教常任委員会）へ計画最終本文案の説明  
パブリックコメント…計画最終本文案の公表  
次期計画策定・公表…告示（HP公開）

# ごみ処理手数料（持ち込み可燃ごみ・不燃ごみ）の見直しについて①

令和7年12月  
市民部環境政策課

## 【現状と課題】

### （1）現状

・市のごみ処理施設（ごみ焼却施設・リサイクルプラザ）に直接搬入する一般廃棄物（可燃・不燃ごみ等）の処理に係る手数料は、鶴岡市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第4条の2第1項において、可燃ごみ・不燃ごみごとに「10kg当たり120円」と規定している。

### （2）課題

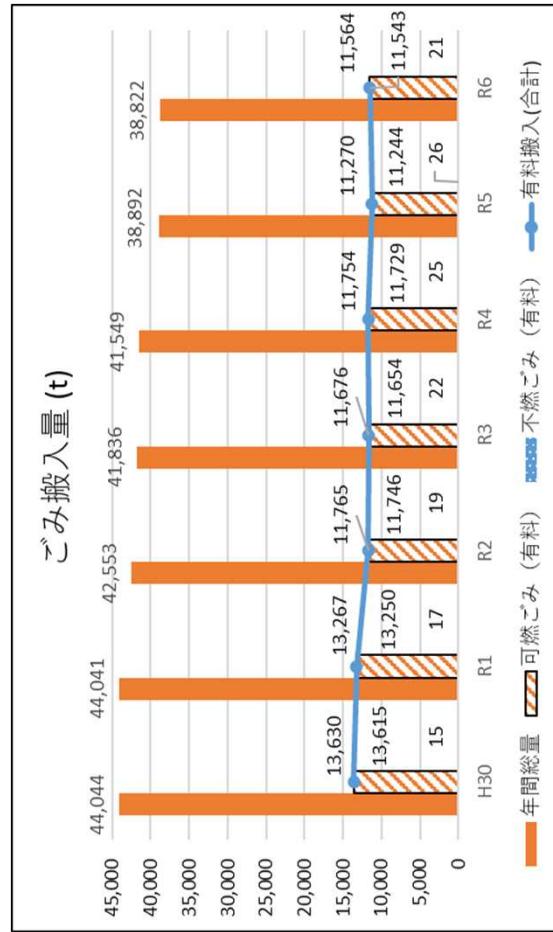
・現在の市のごみ処理施設に搬入されるごみ処理手数料（可燃・不燃ごみ：120円／10kg）は、処理原価（R6：265円／10kg）と大きく乖離している。

・これまで、コロナ禍や物価の高騰により市民負担が増していったことから、手数料を据え置いていたため、県内で最も安価となっている。

・新たな処理施設（ごみ焼却施設、最終処分場等）の整備・供用開始に伴い、令和3年度以降処理原価が上昇している。

・市のごみ処理施設の処理手数料は、民間よりも割安なため、民間事業者が行っている食品残渣の堆肥化や枝木等の資源化などのリサイクルが進まない要因の一つになっている。

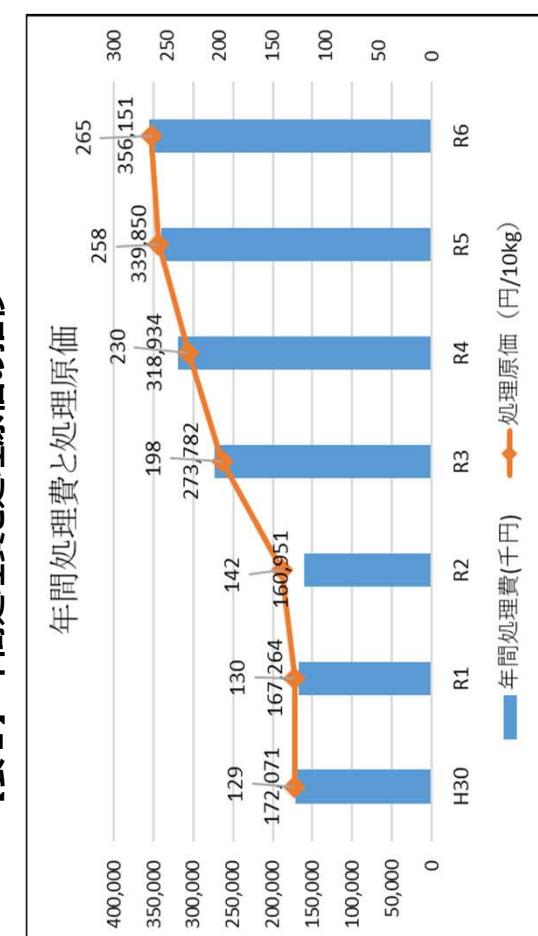
【表2】可燃・不燃ごみ搬入量の推移



## 【県内他自治体の状況】(R7.4)

自治体名	ごみ処理手数料 (税込)	直近の手数料改定期
山形広域環境事務組合 (山形市、上山市、山辺町、中山町)	140円／10kg	H30.12.1
西村山広域行政事務組合 (寒河江市、大江町、朝日町、西川町)	150円／10kg	H20.4.1
東根市外二市一町共立衛生処理組合 (東根市、村山市、天童市、河北町)	180円／10kg	H27.4.1
置賜広域行政事務組合 (米沢市、長井市、南陽市、高畠町、川西町、白鷗町、飯豊町、小国町)	180円／10kg	H28.4.1
尾花沢市大石田町環境衛生事業組合 (尾花沢市、大石田町)	180円／10kg	H29.7.1
最上広域市町村圏事務組合 (新庄市、金山町、最上町、舟形町、真室川町、大蔵村、鮭川村、戸沢村)	180円／10kg	H30.4.1
酒田地区広域行政組合 (酒田市、庄内町、遊佐町)	150円／10kg	R元.10.1
平均	165円／10kg	

【表1】年間処理費と処理原価の推移

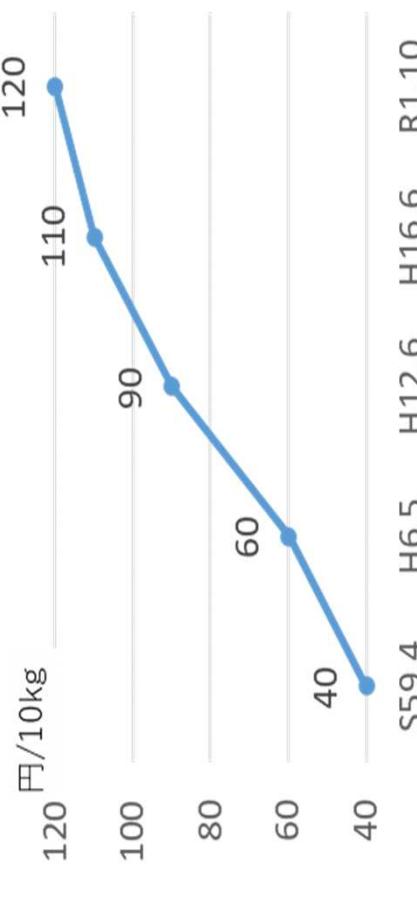


# ごみ処理手数料（持ち込み可燃ごみ・不燃ごみ）の見直しについて②

令和7年12月  
市民部環境政策課

## 【本市のごみ処理手数料の改定経過】

- 現行のごみ処理手数料(120円／10kg当たり)は、令和元年10月に消費税率引き上げ分を改定。
- 平成16年6月改定以降は実質据え置き。



## 【年間ごみ処理手数料の見通し】

年度	R7	R8	R9	R10
手数料	138,768千円	156,114千円	173,460千円	173,460千円
R7比較		17,346千円	34,692千円	34,692千円
10kg当たり単価	120円(現行)	120円(～9月) 150円(10月～)	150円	150円

※R6有料搬入量(11,564t)を基に算出

## 【見直しに向けた取組状況】

- 令和6年度第1回鶴岡市廃棄物減量等推進審議会(R6.8月)
  - 事業系ごみ処理手数料の現状について説明
- 事業者、一般廃棄物収集運搬許可業者へ意見聴取(R7.1月)
  - 適正化に関するアンケートを実施
- 令和6年度第2回鶴岡市廃棄物減量等推進審議会(R7.3月)
  - アンケート集計結果の報告

## 【事業者アンケート】

※ごみ焼却施設を多く利用する事業者等へのアンケート

51社中 36社回答 可燃ごみ有料搬入割合(R6)

### ○主な意見

- 料金設定について
  - 適正価格への直上げはやむを得ない。
  - 値上げ率は緩やかにしてもらいたい。
- 改定期間
  - 早期適正価格への値上げはやむを得ない。
  - 排出事業者との関係上、見直しについては毎年ではなく、一度か2年おきが良い。

○総評

値上げの影響は大きいと捉えるが、一定の理解が示された。

## 【今後のスケジュール】(案)

**改定料金 150円／10kg** ※現行から30円(25%)の増額

※令和8年10月1日より施行

- 施行後の見直しは、県内の価格改定の動向を注視しながら、3年後を目途に検討していきます。

○令和7年度  
・第2回鶴岡市廃棄物減量等推進審議会にて検討概要説明(R7.12)

・市議会3月定例会へ手数料改正条例(案)の上程(R8.3)

○令和8年度

・手数料改定料金の適用(10月1日施行)

## 「蛍光管・乾電池等」の収集日における収集品目の拡大について

### 1. 背景

全国的に、リチウムイオン電池及びリチウムイオン電池を使用した製品に起因する発火事故等が多発している。

### 2. 今後の方向性について

令和8年4月から、リチウムイオン電池を含む、電池類を取り外せない・取り外すことが難しい電池類内蔵製品(30 cm以下)について、「蛍光管・乾電池等」の収集日において収集する。現状のパッカー車から平積みによる収集運搬に変更することで、発火事故等の防止に資することを目的とする。

### 3. 市民周知等今後のスケジュール(案)

R7.12	・鶴岡市廃棄物減量等推進審議会における説明
R8.2～	・プレスリリース ・市HP、公式SNS(x、Facebook、LINE、YouTube)、広報つるおか、コミセンだよりによる周知
R8.3～	・町内会等へのごみステーション設置パネルの配布(別紙のとおり) ・市公式LINE(ごみ分別チャットボット)の更新
R8.4～	・ごみカレンダーの配布(広報つるおか4月号同封) ・エコ通信、市民モニターによる周知

### 4. 留置きの考え方(案)

下記については市民周知するものではなく、あくまで鶴岡市環境事業協同組合(収集運搬委託業者)及び鶴岡市リサイクルプラザ(中間処理施設)等関係各所との共有事項とする。

電池類取外し可否	サイズ	状況	留置きの有無
可		「蛍光管・乾電池等」の区分で排出	留置きしない(※1)
不可	30 cm以下	「金属・その他」の区分で排出	留置きしない(※2)
		中身を確認できない袋や市指定ごみ袋により排出	留置きしない(※3)
		スプレー缶、ライター等と一緒に同一の袋により排出	
	30 cmを超える	明白に30 cmを超えるものが排出	留置きする(※4)

#### 留置き有無の理由

- ※1 袋の外部から、電池類取外し可否の判断を行うことが困難なため。
- ※2 袋の外部から、電池類内蔵状況の確認を行うことが困難なため。
- ※3 長期間の留置きにより、発熱・発火の危険性が高まるため。
- ※4 粗大ごみの取扱いとなるため。

### 5. その他

運用開始後懸念事項が生じた場合、都度対応を検討する。

# 令和8年4月から「蛍光管・乾電池等」の収集日における収集品目を拡大



近年、リチウムイオン電池等電池類を原因とした発火事故が多発しています。事故の未然防止のため、適正排出にご協力を願いします。

## 「蛍光管・乾電池等」の収集日における収集品目

- A: 蛍光管      B: スプレー缶      C: ライター      D: 電池類・電池類内蔵製品(3品目)  
(R7.1追加)      カセット式ガスボンベ      (R7.1追加)



## [R8.4追加]D: 電池類を取り外せない・取り外すことが難しい電池類内蔵製品(30cm以下)(製品例)

- モバイルバッテリー 加熱式電子タバコ 電動シェーバー  
モバイルバッテリー 加熱式電子タバコ 電動歯ブラシ  
小型ゲーム機 小型ゲーム機  
ハンディファン ハンディファン  
スマートウォッチ スマートウォッチ  
ワイヤレスイヤホン ワイヤレスイヤホン

## 出し方

- ・電池類を取り外すことが難しい場合、発火の危険があるため、無理に分解しないでください。
- ・電池を全て使い切り(充電切れにして)、電池類はセロハンテープ等を貼つて絶縁して出してください。
- ・蛍光管は購入時のケースなどに入れて出してください(ケースがない場合は、新聞紙等に包んでください)。
- ・その他は、上記[B,C,D]ごとに、それぞれ中身が分かる透明な袋に入れて出してください。
- ・電池類や電池類内蔵製品が液漏れ・膨張・破損等の状態にあるときは、発火の危険があります。



詳細はこちらから  
R●●  
鶴岡市環境政策課